

安全協定第9条で規定するLCO逸脱事象

1号機

原子炉格納容器線量当量率計の動作不良

4月17日、第27回定期検査中に、原子炉を起動し、原子炉圧力の上昇操作中のところ、17時21分頃、「格納容器放射線高」の警報が発生。関連するパラメータを確認したところ、A-原子炉格納容器線量当量率計の指示値が変動し、安定しなかったことから、18時57分、原子炉施設保安規定で規定する運転上の制限²を満足していない状態であると判断。その後、当該検出系一式を予備品に取替え、4月18日4時5分に運転上の制限を満足する状態に復帰。(中国電力㈱公表済み)

引き続き、起動試験を行っていたところ、4月18日16時12分、B-原子炉格納容器線量当量率計の「格納容器放射線高」の警報が発生。関連するパラメータを確認したところ、当該線量当量率計の動作不良と判断し、16時34分、原子炉施設保安規定で規定する運転上の制限を満足していない状態であると判断。同日、当該線量当量率計を取替え、4月18日22時10分に運転上の制限を満足する状態に復帰。

現在、原因調査中。本事象による外部への放射能による影響はない。(中国電力㈱公表済み)

1： 原子炉格納容器線量当量率計

事故時に原子炉格納容器内の放射線量を監視するための測定装置で、A系統とB系統の2系統備えている。

2： 原子炉施設保安規定で規定する運転上の制限

原子炉施設保安規定では、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足していない状態の時の措置」等が定められている。

原子炉格納容器線量当量率計は、A、B系統の2系統がともに正常に動作することを運転上の制限として規定しており、運転上の制限を満足していない状態と判断した場合は、30日以内に正常に動作する状態に復旧しなければならない。